

(介護予防) 福祉用具貸与サービス重要事項説明書

レンタルサービス利用契約の締結にあたり、下記の者が重要事項を説明しました。

福祉用具専門相談員 印

1 事業所の概要

- ① 事業所名 (有)タハラ家具介護支援センター
- ② 所在地 〒378-0056 群馬県沼田市高橋場町 2071 番地 17
- ③ 介護保険指定番号 (介護予防) 福祉用具貸与 1070600166
- ④ 管理者 田原 進
- ⑤ 連絡先 T E L 0278-24-0033

2 事業所の職員体制等

- ① 管理者 1 人
- ② 専門相談員 3 人

3 営業日・営業時間

- ① 営業日 木曜日～火曜日 (ただし、12 月 31 日～1 月 2 日を除く)
- ② 営業時間 9 時 30 分～18 時 30 分

4 利用者負担金

- ① 介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の 1 割・2 割・3 割 (負担割合証により) が利用者負担金となりますレンタル商品及び利用料

種 目	品 名	単価(月額)	個数	利用料(10 割)	利用者負担額
	合 計	円	個	円	円

- ② 利用者負担金は、契約開始月については納品時に、2 カ月目以降については使用月の月末にご集金に伺います。
- ③ 尚、契約の起算日が月の 15 日以前の場合については月額的全額を、16 日以降の場合については 1/2 の料金を請求させていただきます。解約の場合も同様に、月の 15 日以前の解約については月額の 1/2 を、16 日以降の解約については 1 カ月分の料金を請求させていただきます。
- ④ レンタル開始と終了が同じ月内に行われた場合のレンタル料は 1 カ月分全額となります。
- ⑤ 利用者が本契約期間中、福祉用具を破損または滅失した時、その費用を負担しなければならない場合があります。

